

春日部市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び春日部市中心身障害者通所支援施設条例の一部を改正する条例

目次

第1章 総務（第1条）

第2章 厚生福祉（第2条）

附則

第1章 総務

（春日部市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）

第1条 春日部市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成17年条例第42号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(介護補償) 第10条の2 (2) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）	(介護補償) 第10条の2 (2) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第13項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）

第2章 厚生福祉

（春日部市中心身障害者通所支援施設条例の一部改正）

第2条 春日部市中心身障害者通所支援施設条例（平成17年条例第84号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(利用者の資格) 第5条 (1) 法第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者	(利用者の資格) 第5条 (1) 法第22条第5項に規定する障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者

(使用料)

第10条 通所支援施設において、法第29条第1項に規定する介護給付費又は訓練等給付費の支給の対象となる障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を受けた者は、当該障害福祉サービスに要した費用から同条第3項の規定による給付額を控除した額及び同条第1項に規定する特定費用又は厚生労働大臣が定める基準に定める額を、使用料として納付しなければならない。

(使用料)

第10条 通所支援施設において、法第29条第1項に規定する介護給付費又は訓練等給付費の支給の対象となる障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を受けた者は、当該障害福祉サービスに要した費用から同条第3項若しくは第4項の規定による給付額を控除した額及び同条第1項に規定する特定費用又は厚生労働大臣が定める基準に定める額を、使用料として納付しなければならない。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。